令和4年度事業計画

1 基本方針

本会の会則第3条はその活動目的を、

- 1 学校教育の効果をあげるため学校事務の向上発展を図る。
- 2 会員の資質の向上につとめ、その社会的、経済的地位の向上を図る。
- とし、会則第4条で、この目的を達成するために次の事業を行うとしています。
 - 1 学校事務に関する研究及び研究大会の開催
 - 2 本会と目的を同じくする他団体との連絡・連携に関すること
 - 3 その他、会の目的達成に必要なこと

本会結成時謳われた目的は今日もなお厳然と存在していますし、この目的を達成するために本会では熊本県学校事務研究大会を開催し、会報を発行し、会の目的達成に必要な様々な活動を行っています。

本年度も昨年度の基本方針を受け継ぎながら本会の基本方針を次のとおりとします。

- 1 本会の目的達成のために組織のさらなる充実に努める。
- 2 熊本県学校事務研究大会等への参加を通じて、学校事務職員の資質の向上を図る。
- 3 熊本版グランドデザインの検証と次期「熊本版グランドデザイン」の策定検討
- 4 幅広く情報を収集してタイムリーな会報の発行、ホームページの更新に努めるとともに、 学校事務必携の内容の充実を図る。
- 5 学校事務に関する全国レベルの情報収集と発信を行い、交流の活性化に努める。
- 6 全県下の共同実施、学校事務センター、コミュニティ・スクールの実態を把握し、先進的 実践の情報提供を行う。

2 会務運営・研究推進計画

(1) 基本方針1「本会の目的達成のために組織のさらなる充実に努める」について

本会は、県内 11 地区の学校事務研究会によって構成される「研究協議会」です。各地区研会長が 理事となる理事会の総括の下に事務局と研究部があり、それぞれの機関の目的と役割を明確化し、 各役員が無理すること無く会務に従事できるよう環境整備を図ります。

平成26年3月の機構整備委員会の答申に基づいた年2回に分けた大会運営、及び令和3年1月、2月の機構整備委員会の答申に基づいた「研究協議会」としての総会の開催、今後の大会運営に対応できるよう、この新型コロナウィルス感染症拡大防止の状況の中ではありますが、「研究協議会」としての原点に立ち返り組織のさらなる充実に努めていきたいと考えています。

本会を構成する各地区研とは常に理事を通じて密接な連携をとり、地区研・熊事研一体となって、 本会の活動目的に沿った学校事務研究活動を推進します。

また、引き続き学校事務職員功労者表彰を行い、お互い支え合うこと、励まし合うことを大切に、 熊事研をリードしてこられた諸先輩方や特別な研究等の顕著な功績があった方に感謝の意を表しま す。

(2)基本方針2「熊本県学校事務研究大会等への参加を通じて、学校事務職員の資質の向上を図る」 について

新型コロナウィルス感染症拡大防止の中昨年度から準備・計画を進めてまいりましたが、変異型ウィルスの状況等を踏まえ、本年6月に行う予定の総会並びに研究大会を、昨年度同様、定期総会については書面決議での開催、研究大会については、配信型での開催にて実施することとしました。なお、熊事研の方向性を示す研究部からの基調報告については、書面決議の際報告をし、「研究協議会」として、熊事研と地区研とが双方向性につながる研究活動について提案します。

第 46 回熊本県学校事務研究大会については、令和 5 年 2 月 17 日 (金) に、感染症拡大防止に配慮のうえ、熊本市民会館シアーズホーム夢ホールにて開催予定です。

しかしながら、本年度におきましても、新型コロナウィルス感染症がどういう状況であるか予測 不能であるため、状況を確認しながら研究大会を提案したいと思います。

文部科学省が提唱する「チーム学校」や「学校における働き方改革」で重要な役割を担う学校事 務職員として、さらなるマネジメント力を強化するための研修は大変重要であると考えます。

本県の会員が一同に集まり研鑽を積み、地区をこえた情報の共有の場としても本研究大会が果た す役割は重要であると考え、有意義な研究大会の開催に取り組みます。

また、全国公立小中学校事務研究大会の分科会発表や九州地区(佐賀県)での全国公立小中学校 事務研究大会開催を見据え、熊事研(研究部)の取組を全会員が共通認識できる研究活動・研究大 会になるよう努めます。

さらに、全国公立小中学校事務研究大会、全事研セミナーおよび他県の研究大会等の開催について、迅速な情報の発信を行い、会員自らの自主的自発的に学ぶ場の情報提供を行います。

(3) 基本方針3「熊本版グランドデザインの検証と次期『熊本版グランドデザイン』の策定検討」 について

研究部は、本年度も「子どもの豊かな学びを支援する学校事務」をテーマに掲げて活動します。 平成 29 年 3 月 31 日に「義務教育諸学校等の体制の充実及び運営の改善を図るための公立義務教 育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律等の一部を改正する法律」が公布され、4 月1日から施行されました。また、平成 31 年1月 25 日に「新しい時代の教育に向けた持続可能な 学校指導・運営体制の構築のための学校における働き方改革に関する総合的な方策について(答申)」 が中央教育審議会より出されました。「教師のこれまでの働き方を見直し、教師が我が国の学校教 育の蓄積と向かい合って自らの人間性や創造性を高め、子どもたちに対して効果的な教育活動を行 うことができるようになること」が学校における働き方改革の目的とされています。答申のなかの 「第5章 学校の組織運営体制の在り方」において、「学校全体において働き方改革を進めていく ための以下の観点を踏まえ学校組織を構築する必要がある」として、「事務職員等のミドルリーダ ーがそれぞれのリーダーシップを発揮できるような組織運営を促進する必要がある。総務・財務等 に通じる専門職である事務職員やサポートスタッフ等と役割分担を図る必要がある。このため、事 務職員の質の向上に取り組むとともに、共同学校事務室の活用や庶務事務システムの導入を含め教 育委員会と連携した学校事務の適正化と事務処理の効率化を図る必要がある。」とされています。 そして、目指すべき学校組織運営体制の在り方において「学校における働き方改革の推進にあたっ ては、学校事務職員の校務運営への参画を一層拡大することが必要です。学校事務職員は、その学 校運営事務に関する専門性を生かしつつ、より広い視点に立って、学校運営について副校長・教頭 とともに校長を補佐する役割を果たすことが期待されています。文部科学省や教育委員会は、権限 や責任をもった事務長をはじめとした事務職員の配置・活用などを推進し、事務職員の資の向上や 学校事務の適性化と効率的な処理、事務機能をさらに進めるべきことである。」とあります。改正法では、「事務に従事する」から「事務をつかさどる」と改められ、「共同学校事務室」の設置が制度化されました。これまでの単なる事務作業ではなく、企画立案・調整・判断など仕事の質を高め、より主体的・積極的に学校運営に参画することで学校の機能強化につなげていくことを求められています。また、学校の働き方改革では学校運営事務に関する専門性を生かし、校務運営への参画を一層拡大することが求められています。

令和4年度に次期熊本版グランドデザイン(以下 GD)の提案をします。GD のミッションを「子どもの豊かな育ちを支援する学校事務」、ビジョンを「子どもたちの笑顔を未来につなぐ学校の協創」とし、キーワードを「連携」「協創」「企画調整」としました。これらのミッション・ビジョン・キーワードについて過去5年間の研究をもとに設定しました。ミッションの達成については GD Ver. 1 で掲げた、目指すべき学校事務職員像と目指すべき学校事務組織像に到達することが必要となります。ミッション達成を繰り返すことでビジョンの実現となりますが、ミッション達成のための5つの機能を「学校事務をつかさどる」「マネジメント機能職としての学校事務」「学校事務職員のキャリア別職能」「学校事務組織としての地区研の活性化」「教育委員会との連携」としました。この GD Ver. 2 については案として提案し、令和4年度一年間をかけて学校・地域・社会をリサーチし、教員・児童生徒・教育委員会・学校事務職員にアンケートを依頼するなどして熊本県学校事務研究協議会組織として取り組んでいければと考えています。

また、このような状況下ですので、地区研も参集型が難しい状況です。今後の研究大会における 提案の仕方等、過去の実績により理事会に提案していきたいと考えています。

(4) 基本方針4「幅広く情報を収集してタイムリーな会報の発行、ホームページの更新に努めるとともに、学校事務必携の内容の充実を図る」について

「熊事研会報」は創刊以来、昨年度末までに 144 号を発行しました。本年度も3回以上の発行を計画しています。内容が固定化しているとのご意見もありましたので、固定的な記事の他に関心を持てるような記事を掲載する工夫をします。具体的には、全会員の関心が高い学校事務センターやコミュニティ・スクールなどに関する意見やつぶやきなどの寄稿を会員に広く呼びかけること、また採用区分の変更による異校種間異動の現状の紹介等を考えています。募集は、会報やホームページを通して行っていく予定です。

「学校事務必携」は昭和59年に創刊以来、継続して発行してきました。令和4年度No.39から資料版【熊本市】を追加し、より会員のニーズに合った使い勝手の良い必携となるよう改訂を続けてきました。本年度も会員の声をもとに改訂を続け、熊本市や県立・行政の事務職員にとっても使いやすい事務必携の編集作業に取り組みます。

さらに、熊事研の情報の発信や全国の学校事務職員との交流ができるよう、ホームページの内容 の充実を図ります。

(5) 基本方針 5 「学校事務に関する全国レベルの情報収集と発信を行い、交流の活性化に努める」 について

全事研からの諸調査は、研究部の情報調査班が主となり、各地区理事をはじめ各市町村教育委員会の協力の下に行います。調査結果については全事研のホームページに掲載されます。それぞれの実践や研究に役立てていただきたいと思います。

また全事研及び他県の学校事務研究会との協力関係を深め、情報交換を行うことにより、最新の情報を速やかに会員に届けるとともに、各地区研へもパイプを繋ぎ、地区研の活性化にも役立てた

(6) 基本方針 6 「全県下の共同実施、学校事務センター、コミュニティ・スクールの実態を把握し、 先進的実践の情報提供を行う」について

共同実施の更なる発展を目指して、各共同実施単位によりさまざまな取組が行われていると考えられます。また、平成26年度から導入された学校事務センターも更に導入地区が増えており、独自の取組が行われています。各学校事務センターでは経営案を作成し学校事務組織として、事務の効率化が図られています。今後、学校事務センターでの取組についてホームページを通じて紹介していきたいと考えています。

また、学校・家庭・地域が一体となってよりよい教育の実現を目指す「コミュニティ・スクール」が一部学校ですでに導入され、「熊本版コミュニティ・スクール」は全県的に導入されようとしています。コミュニティ・スクール加配も実施され、学校事務職員が地域とともにある学校を創造する機能を担っています。今後の学校事務組織・学校事務職員の在り方との関連を含め、学校運営に参画できる共同学校事務室の実現に向けて、学校事務センターを含めた先進的実践等の情報提供を行います。